

# 総務委員会議案説明資料

令和元年 9 月 26 日

件 名	頁
1 第 7 5 号議案 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1

(選挙管理委員会事務局)

# 第 7 5 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 9 月 2 6 日

件 名	選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	選挙管理委員会事務局
内 容	<p><b>1 改正理由</b>  公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第 93 号）が、令和元年 6 月 1 日から施行され、投票管理者の交替制が認められることとなった。  ついては、既に交替制が認められている投票所及び期日前投票所の投票立会人と同様に、従事時間が投票時間の 2 分の 1 である者の報酬の額を定めるため、当該条例の一部を改正するものである。</p> <p><b>2 改正の概要</b>  従前別表（第 2 条関係）に投票所の投票管理者及び期日前投票所の投票管理者のうち、従事時間が投票時間の 2 分の 1 である者の額の定めがないため追加する。  (1) 従事時間が 2 分の 1 である投票所の投票管理者報酬・・・1 万円  (2) 従事時間が 2 分の 1 である期日前投票所の投票管理者報酬  ・・・・・・・・・・9,000 円  ※いずれも既定の 1 日従事した金額の半額とする。</p> <p><b>3 新旧対照表</b>  別紙のとおり</p> <p><b>4 施行年月日</b>  公布の日から施行する。  （当該交替制を認める公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和元年 6 月 1 日に施行済みであるため、公布の日から施行とする。</p>
今後の方針	区民事務所を通じて、投票管理者の推薦母体である町会・自治会へ、当該条例改正及び交替制が認められることとなった旨の周知を行う。

2

改正前								改正後									
第1条から第4条（略）								第1条から第4条（現行のとおり）									
								付則（令和元年10月 日条例第 号）									
								この条例は、公布の日から施行する。									
別表（第2条関係）								別表（第2条関係）									
選挙長等 選挙の別	選挙長	開票管 理者	投票所 の投票 管理者	期日前 投票所 の投票 管理者	選挙立 会人	開票立 会人	投票所 の投票 立会人	期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人	選挙長等 選挙の別	選挙長	開票管 理者	投票所 の投票 管理者	期日前 投票所 の投票 管理者	選挙立 会人	開票立 会人	投票所 の投票 立会人	期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人
国が管理 する選挙 及び投票		2万円	2万円	1万 8,000 円		1万 5,000 円	1万 5,000 円	1万 3,000 円	国が管理 する選挙 及び投票		2万円	2万円	1万 8,000 円		1万 5,000 円	1万 5,000 円	1万 3,000 円
都が管理 する選挙 及び投票		2万円	2万円	1万 8,000 円		1万 5,000 円	1万 5,000 円	1万 3,000 円	都が管理 する選挙 及び投票		2万円	2万円	1万 8,000 円		1万 5,000 円	1万 5,000 円	1万 3,000 円
区が管理 する選挙 及び投票	2万円	2万円	2万円	1万 8,000 円	1万 5,000 円	1万 5,000 円	1万 5,000 円	1万 3,000 円	区が管理 する選挙 及び投票	2万円	2万円	2万円	1万 8,000 円	1万 5,000 円	1万 5,000 円	1万 5,000 円	1万 3,000 円
備考								備考									
1 投票所の投票立会人のうち、立会時間が投票時間の2分の1である者の報酬の額は、この表の額にかかわらず、7,500円とする。								1 投票所の投票管理者のうち、従事時間が投票時間の2分の1である者の報酬の額は、この表の額にかかわらず、1万円とする。									
2 期日前投票所の投票立会人のうち、立会時間が投票時間の2分の1である者の報酬の額は、この表の額にかかわらず、6,500円とする。								2 期日前投票所の投票管理者のうち、従事時間が投票時間の2分の1である者の報酬の額は、この表の額にかかわらず、9,000円とする。									

改正前	改正後
	<p><u>3</u> 投票所の投票立会人のうち、立会時間が投票時間の2分の1である者の報酬の額は、この表の額にかかわらず、7,500円とする。</p> <p><u>4</u> 期日前投票所の投票立会人のうち、立会時間が投票時間の2分の1である者の報酬の額は、この表の額にかかわらず、6,500円とする。</p>